

ほけんだよりが

5月特別号 保護者向けおたより

家庭数配布

平成28年5月17日
美しが丘西小学校
校長 生出 宏
養護教諭 上田 佐織

保健室での対応や、学校でのけがに関する事、その他確認事項について、年度が変わりましたので、確認の意味を込めましてお知らせいたします。

昨年度までと変わらない点の方が多いかと思いますが、ご一読いただき、ご不明点等ございましたら、養護教諭 上田宛てにご連絡ください。(Tel 902-0450)

1. 具合が悪い時や怪我をした時の対応について



① 具合が悪いとき

1時間ほど休憩し、それでも授業を受けられない場合には、お迎えをお願いします。熱が高くない場合でも、授業の続行が難しいと判断した場合にはご連絡いたします。また、早退となった場合は、児童のみの下校はできませんので、必ずお迎えをお願いしていますので、ご了承ください。

② 怪我をしたとき

- ・首から上の怪我
- ・骨折が疑われる場合
- ・縫う可能性のある大きな傷や、水ぶくれ以上のやけどの場合など



上記の場合の他、けがの程度等によって、保護者の方に連絡し、お迎えや病院受診を勧めます。ただし、緊急の場合や、その他状況に応じて、学校から直接病院受診することもあります。その際は、病院で待ち合わせとなります。

※1 擦り傷の処置として、ガーゼを使用する場合、傷口にくっつかないように、白色ワセリンをガーゼに塗って使用しています。

※2 翌日に絆創膏やガーゼの貼り替え、湿布の交換などは行いません。持参した絆創膏やガーゼの張り替え、包帯のまき直しなどのお手伝いはおこないません。





2. けがをした際の見舞金等について

① 学校の管理下(登校から下校まで)でのけが

美しが丘西小学校では、毎年、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しています。掛け金は児童1人当たり460円です。7月に口座より引き落としさせていただきます。

医療費の合計(薬局の代金も含む)が窓口支払い1500円以上の場合に、給付申請の対象となります。学校から書類をお渡ししますので、養護教諭までお知らせください。審査に通りますと、窓口で支払った金額にお見舞いとしておよそ1割上乘せされた金額が給付されます。給付までには数か月かかりますのでご了承ください。

- ※1 小児医療証の使用等により、窓口支払いが無かった場合にも、医療費全体の1割が給付対象となります。申請は強制ではありませんが、ご承知おきください。
- ※2 学校でのけがについて、書類を受け取っていない場合があります。ご連絡ください。申請の時効は、けがの発生日から2年間となります。

② 学校管理外(下校後や休日など)におけるけがについて

学校管理外におけるけがについて、一定の条件(通院3回以上など)を満たしますと、安全教育振興会のお見舞金の申請対象となります。申請等の窓口は、副校長となります。

3. 薬投与などの医療行為について

学校で薬を預かることや、職員が与薬をおこなったりすることは、原則しておりません。薬の持参が必要な場合にも、基本的に個人管理とし、ランドセルのポケット等にお入れください。薬の使用も基本的には本人におこなってもらっています。医療行為として認められていない事項が多々あることを、ご承知おきください。ただし、可能な範囲で、お子様が安心して学校生活ができるようにサポートさせて頂きたいと思っておりますので、ご相談ください。

4. 出席停止について

出席停止となる感染症が治癒し、登校できるようになった際は、健康手帳の最後のページに医師からの指示を、保護者の方が記入ください。病院の発行する証明書等は必要ありません。

- ※1 溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、ノロウイルスによる胃腸炎、りんご病(伝染性紅斑)等は出席停止の対象にはなりません。病欠扱いとなります。

☆その他連絡事項☆

横浜市健康福祉局保健事業課より、専門医による個別ぜん息相談(5月から7月分)のご案内および、「第一回小児ぜん息・アレルギー教室のお知らせ(6月23日(木) みなと赤十字病院にて開催)」が届いております。ご興味のある方は、養護教諭 上田までご連絡ください。詳しい内容の記載されたチラシをお渡しいたします。